

～ふるさと七尾を愛し誇りに思い、輝く未来を切り拓く人づくり～

七尾市教育大綱

平成 3 1 年 2 月

七 尾 市

七尾市教育大綱（2019年度（平成31年度）～2023年度）

七尾市教育大綱は、第2次七尾市総合計画中の基本構想および基本計画で定める「教育・芸術・文化」に関する内容をよりどころとしています。

当市では、この大綱において、まちづくりの基本理念である「市民のねがい—七尾市民憲章—」を念頭に、第2次七尾市総合計画で目指す将来像「能登の未来を牽引し 七色に輝く 市民活躍都市 ななお」を具現化できるよう、「基本理念」と「基本方針」を掲げ、これらを市民と共有しつつ、教育・文化の振興に関する総合的な施策を推進します。

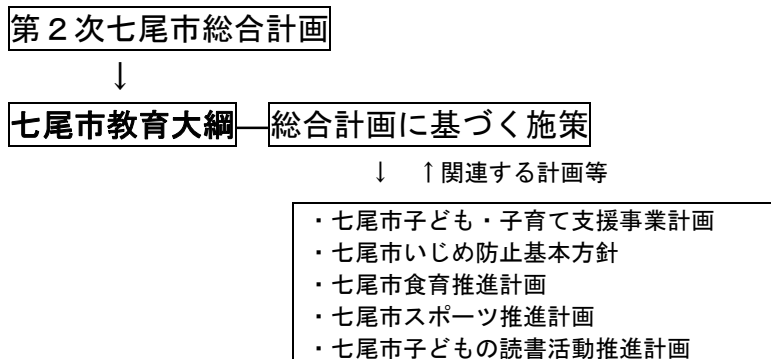
基本理念

～ふるさと七尾を愛し誇りに思い、輝く未来を切り拓く人づくり～
七尾の豊かな自然と歴史・文化を愛し、夢と志を持って様々な分野で活躍し、
未来を切り拓く人づくりを目指します。

基本方針

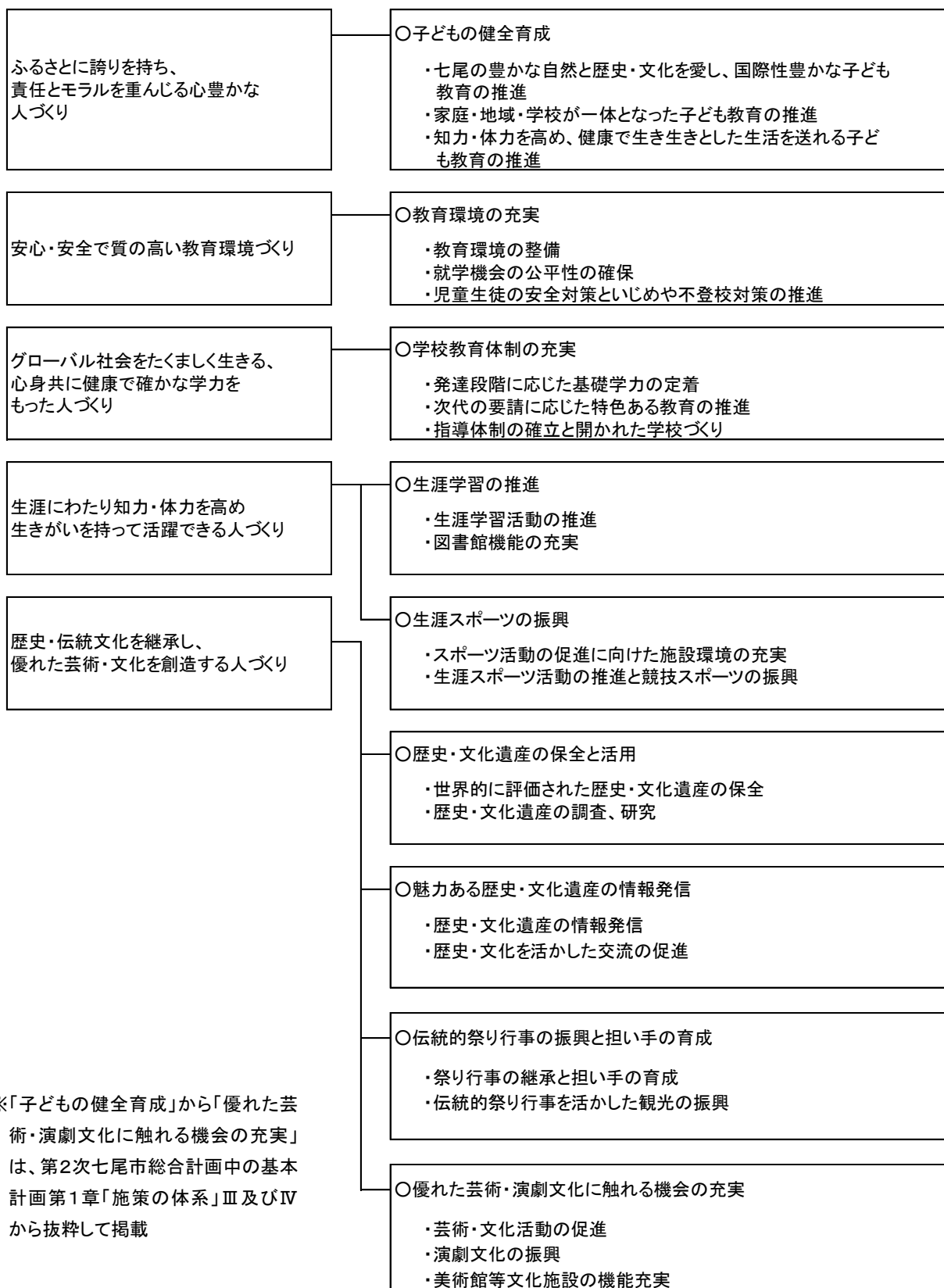
- 1 ふるさとに誇りを持ち、責任とモラルを重んじる心豊かな人づくり**
家庭・地域・学校が一体となった子どもの教育を推進します。
- 2 安心・安全で質の高い教育環境づくり**
安心・安全な学校施設の整備を図り、次代に向けた教育環境の充実を進めるとともに、就学機会や学習条件の均衡・公平性の確保を図ります。
- 3 グローバル社会をたくましく生きる、心身共に健康で確かな学力をもった人づくり**
教養と文化を身につけ、国際性豊かな子どもの教育を推進します。
- 4 生涯にわたり知力・体力を高め、生きがいを持って活躍できる人づくり**
知識と感性を磨き、健康で生き生きとした生活を送れる人づくりを目指します。
- 5 歴史・伝統文化を継承し、優れた芸術・文化を創造する人づくり**
歴史・伝統文化を継承していくとともに、芸術・文化体験を通じた心豊かな人づくりを進めます。

大綱の位置づけ



七尾市教育大綱の体系

～ ふるさと七尾を愛し誇りに思い、輝く未来を切り拓く人づくり ～



※「子どもの健全育成」から「優れた芸術・演劇文化に触れる機会の充実」は、第2次七尾市総合計画中の基本計画第1章「施策の体系」Ⅲ及びⅣから抜粋して掲載

資 料

1 教育大綱の根拠法令

(1) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

(2) 「教育基本法」第17条第2項（教育振興基本計画）

第17条第2項 地方公共団体は、前項の計画（国：教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 教育大綱のよりどころとした市の計画

第2次七尾市総合計画（計画期間：2019年度～2028年度）

・目指す将来像：能登の未来を牽引し 七色に輝く 市民活躍都市 なお

3 七尾市総合計画と関連する個別計画

(1) 七尾市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度～平成31年度）

(2) 七尾市いじめ防止基本方針

(3) 七尾市食育推進計画（計画期間：平成27年度～平成32年度）

(4) 七尾市スポーツ推進計画（計画期間：平成30年度～平成39年度）

(5) 七尾市子どもの読書活動推進計画（計画期間：平成28年度～平成32年度）

七尾市教育大綱

〒926-8611

石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地

七尾市総務部企画財政課

☎0767-53-1117

七尾市教育委員会事務局

☎0767-53-8434（教育総務課）



市民のねがい

～七尾市民憲章～

古き歩みを誇りつつ
文化の薫るふるさとに
豊かな未来夢ひらく

なみおだやかに^{あお}碧光り
ななおのまちに人集う
おとなも子どもも手をつなぎ
しあわせの和を広げよう

平成18年9月21日制定